

平成 30 年 8 月 8 日

九州地方整備局 熊本河川国道事務所

緑川の樹木を活用しませんか ～緑川の樹木を伐採し活用してくださる方募集～

緑川の樹木の採取希望者を下記により公募します
樹木は農業資材や燃料のほか 販売目的での利用も可能です

- 【採取場所】 ①熊本県熊本市南区美登里町地先 (約 5,000m²)
②熊本県熊本市南区富合町菰江地先 (約 6,000m²)
③熊本県熊本市南区富合町釈迦堂地先 (約 1,000m²)
(地図は別紙 資料-1 資料-2 資料-3)

- 【公募期間】 平成 30 年 8 月 8 日(水)8:30 ～ 9 月 10 日(月)17:00
(伐採期間：採取の許可日から平成 31 年 1 月 31 日)

- 【応募方法】 ・申込用紙：熊本河川国道事務所ホームページ または
下記担当窓口にて配布

※熊本河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/>

熊本河川国道

検索

- ・申し込み：申込用紙を下記担当窓口まで郵送 または
ご持参ください

- 【担当窓口】 熊本河川国道事務所 河川管理課 河川維持係
〒861-8029 住 所：熊本県熊本市東区西原 1-12-1
[TEL: 096-382-1136](tel:096-382-1136)

詳細については「緑川河川敷樹木等採取公募募集要項」で確認いただき、
ご不明な点は上記の担当窓口へお問い合わせください。

【記者発表に関する問い合わせ先】 国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所

河川管理課長 工藤 雄一

T E L : 096-382-1136

緑川河川敷樹木等採取公募募集要項

河川敷に繁茂する樹木は、洪水時の流下阻害や河川の状況を確認する際の障害物になるため、河川管理上の支障とならないよう伐採を行っています。経費の縮減と木材資材の有効活用を図るため、公募型による樹木の伐採を試行するものです。

応募する場合は、下記事項の内容及び現地条件を確認し了承した上で応募してください。

1. 公募日 平成30年 8月 8日（水）

2. 概要

（1）名称 公募型樹木等採取に伴う公募

（2）採取場所 ①熊本県熊本市南区美登里町地先
緑川右岸 4k600 付近[緑川 平木橋上流付近]
②熊本県熊本市南区富合町菰江地先
緑川左岸 6k000 付近[緑川 JR 緑川橋梁下流付近]
③熊本県熊本市南区富合町釈迦堂地先
緑川左岸 10k400 付近[緑川 釈迦堂橋上流付近]
(①,②,③の詳細は、別紙 資料-1 位置図参照)

（3）生育する樹種、樹径等の情報

樹種：センダン、ヤナギ、エノキ、ネムノキ等（別紙 資料-2、資料-3のとおり）

（4）採取期間 採取の許可日 から 平成31年 1月31日（木）まで

（5）試行の取り組み

河川副産物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、河川管理上支障となることから、樹木、芝草及び雑草（以下「樹木」という。）に限定し、さらなる有効活用の促進から民間の許可受け者（以下「選定者」という。）と河川管理者が除草や伐採等の工程を分担した取り組みを試行で行うものであり、樹木等の採取者を公募するものです。

（5）根拠法令

河川副産物の採取については、河川法（昭和39年法律第167号以下「法」という）第25条の河川区域内の土地における土石その他の河川の副産物の採取の許可に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項に規定する竹木（以下「樹木」という。）あし及びかや等を対象に規定されています。

3. 公募への参加資格

- ① 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為があった者でないこと。
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

- ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者ではないこと
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4. 応募方法

（1）公募型樹木等採取応募様式【様式-1】及び伐採作業計画書の提出【様式-2】

- ① 提出方法 : 郵送又は持参とします。
- ② 提出先 : 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 河川管理課 河川維持係
〒861-8029 熊本県熊本市東区西原 1-12-1
- ③ 受付期間 : 平成30年 8月 8日（水）から平成30年 9月10日（月）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
郵送の場合は平成30年 9月10日（月）17時00分必着。

5. 選定方法の概要

（1）選定者の決定方法

- ① 応募書類をもとに、採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取の面積などから総合的に評価し優れた者を選定します。
- ② 選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがあります。
- ③ なお、上記の審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により申請者を選定します。

（2）選定の結果通知は、平成30年 9月 21日（金）までに応募者全員へ通知します。

（3）選定された方へは、結果通知の他、採取箇所（採取区画）、採取期間を併せて通知します。

6. 選定後の手続き

（1）選定の結果通知を受けた者は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項の規定に定める法第25条の許可に係る申請書を提出する。

① 提出書類：許可申請書【様式-3】

伐採計画書【様式-2】※応募時に提出したもの

位置図及び実測平面図 ※公募資料【資料-1～2】の選定箇所

- ② 提出方法 : 郵送又は持参とします。
- ③ 提出先 : 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 緑川下流出張所
〒861-4114 熊本県熊本市南区野田 1-3-1
- ④ 受付時間 : 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。

7. 採取に当たって実施すべき安全対策等の内容

- (1) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施して下さい。
- (2) 作業においては、関係法令等を遵守して下さい。

8. 伐採で生じた枝葉等の処理について

- (1) 伐採等の作業により発生した不要な枝葉や木片等については、現地に集積していただければ当方にて処分しますので、ご連絡ください（集積の際は長さが1 m以下になるようカットしてください。）。
- (2) 伐採するにあたり疑義が生じた場合は、ご相談ください。

9. 作業環境

採取に係る作業環境については、選定の結果通知後に当方と調整を行うこととします。

10. 作業に当たっての注意事項等について

作業にあたり下記について、河川管理者が指示又は指導を行う場合があります。

- (1) 河川管理者が、河川利用者や選定者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において採取の実施状況を把握します。
- (2) 選定者が樹木等の採取及び樹木の搬出をするにあたり、周辺に生息する動植物並びに周辺環境等へ影響を与えることのないよう実施してください。
- (3) 採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、選定者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、選定者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。
- (4) 河川管理施設等に対する損害については、その原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがあります。
- (5) 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、選定者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応して下さい。
- (6) 不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示する場合があります。なお、採取のためにそれまでに生じた費用は、選定者の負担となります。

11. 採取料徴収

河川法に基づく流水占用料等（河川産出物採取料）の徴収については、現在のところ協議中です。取扱いについては、方針が決まり次第、回答するものとします。

12. 完了報告

選定者は、採取が完了したときは、河川管理者に完了報告及び実績数量（m³、t、軽トラ何台分など）の報告を行うこととします。

1 3. 履行確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合があります。

指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合があります。

このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合があります。

1 4. 説明会

説明会は行わないものとします。

1 5. 応募要領及び応募様式に対する質問

(1) 応募要領及び応募様式に対する質問の提出

- ① 提出方法 : 質問する場合は、持参又はFAXで書面により提出して下さい。
質問書の回答を受ける方の氏名、電話番号、FAXを記載して下さい。
なお、企業の場合は、担当の部署等の記載もして下さい。
- ② 提出先 : 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 河川管理課 河川維持係
FAX 096-382-0647
- ③ 受付期間 : 平成30年 8月 8日(水) から平成30年 8月 31日(金) までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。

(2) 質問に対する回答

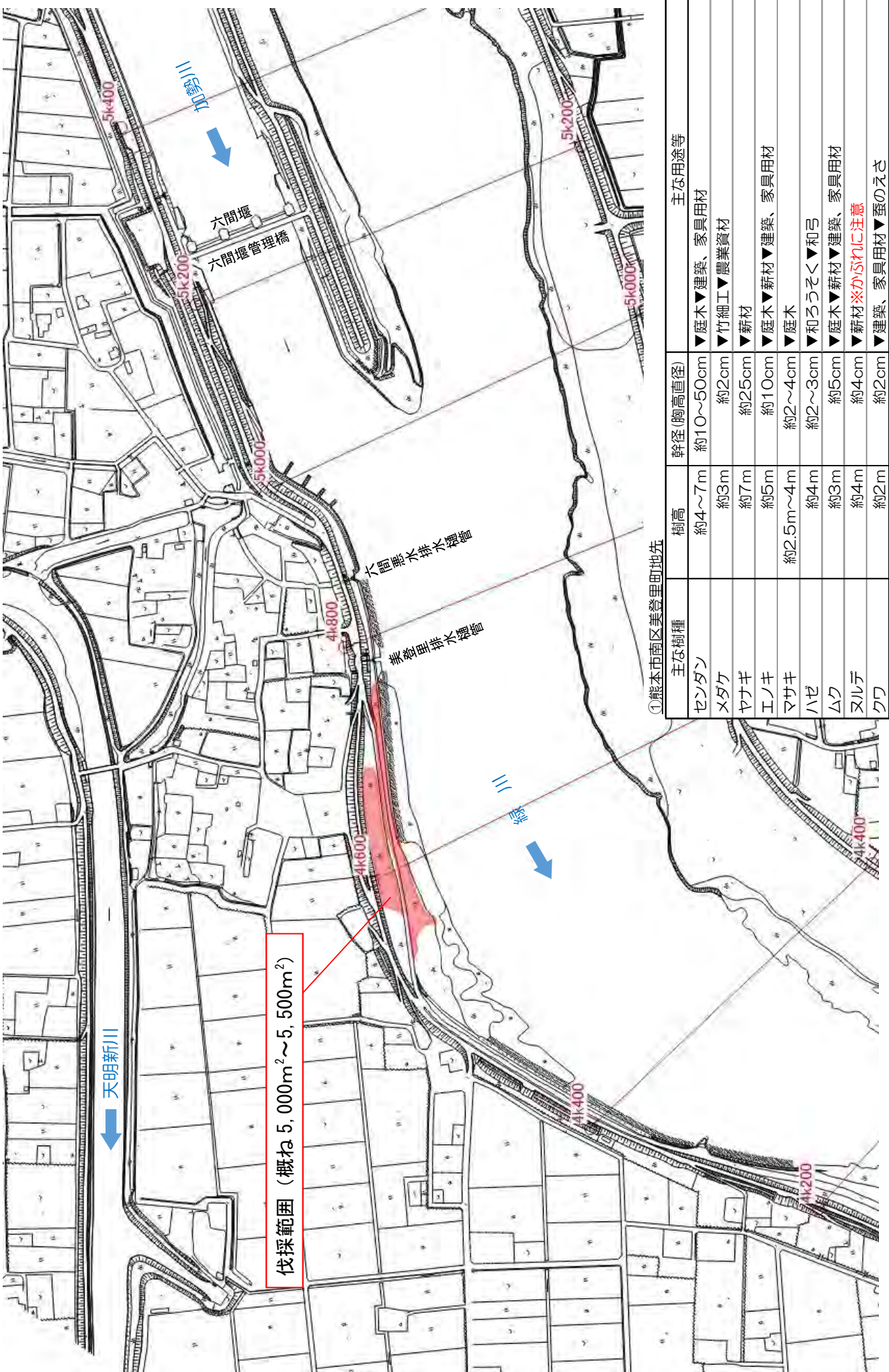
- ① 回答方法 : 質問者の方へ郵送又はFAXで書面による回答を行います。
- ② 回答日 : 質問内容を取りまとめのうえ、平成30年 9月 7日(金) までに行います。

1 6. 無効

公募において示した参加資格のない者の申請書又は資料に虚偽の記載をした者の決定者としていた場合には決定を取り消します。



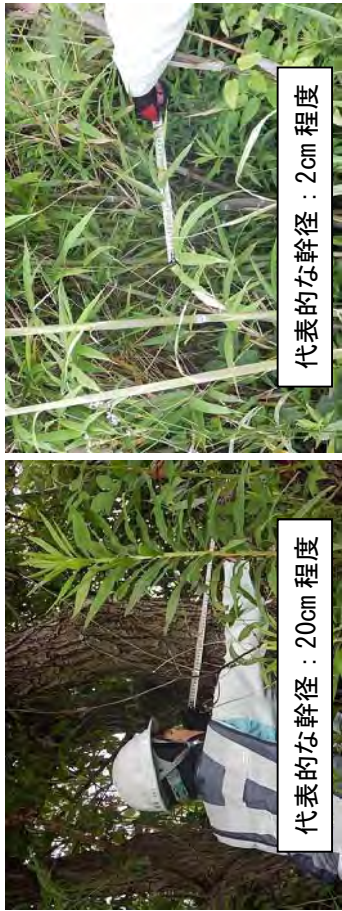
①熊本市南区美登里町地先 伐採範囲（平面図）



①熊本市南区美登里町地先 伐採範囲（写真）



※緑川水系垂直写真（平成 29 年 8 月撮影）



①熊本市南区美登里町地先

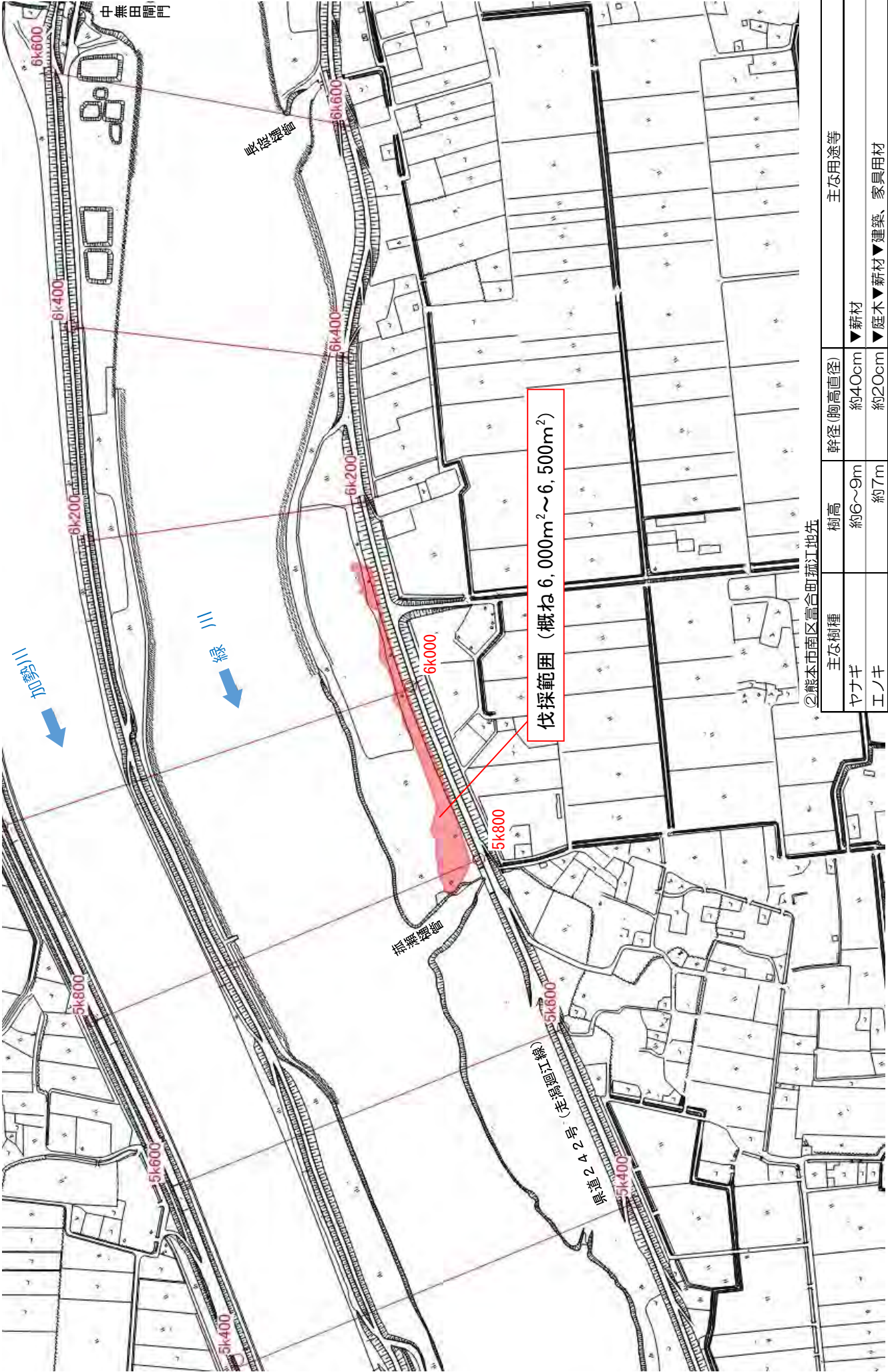
主な樹種	樹高	幹径(胸高直径)	主な用途等
センダン	約4～7m	約10～50cm	▼庭木▼建築、家具用材
メダケ	約3m	約2cm	▼竹細工▼農業資材
ヤナギ	約7m	約25cm	▼薪材
エノキ	約5m	約10cm	▼庭木▼薪材▼建築、家具用材
マサキ	約2.5m～4m	約2～4cm	▼庭木
ハゼ	約4m	約2～3cm	▼和ろうそく▼和弓
ムク	約3m	約5cm	▼庭木▼薪材▼建築、家具用材
ヌルデ	約4m	約4cm	▼薪材※かびれに注意
クワ	約2m	約2cm	▼建築、家具用材▼蚕のえさ



資料－3 ①



②熊本市南区富台町菰江地先 伐採範囲（平面図）



②熊本市南区富合町菰江地先 伐採範囲（写真）

資料一3 ②

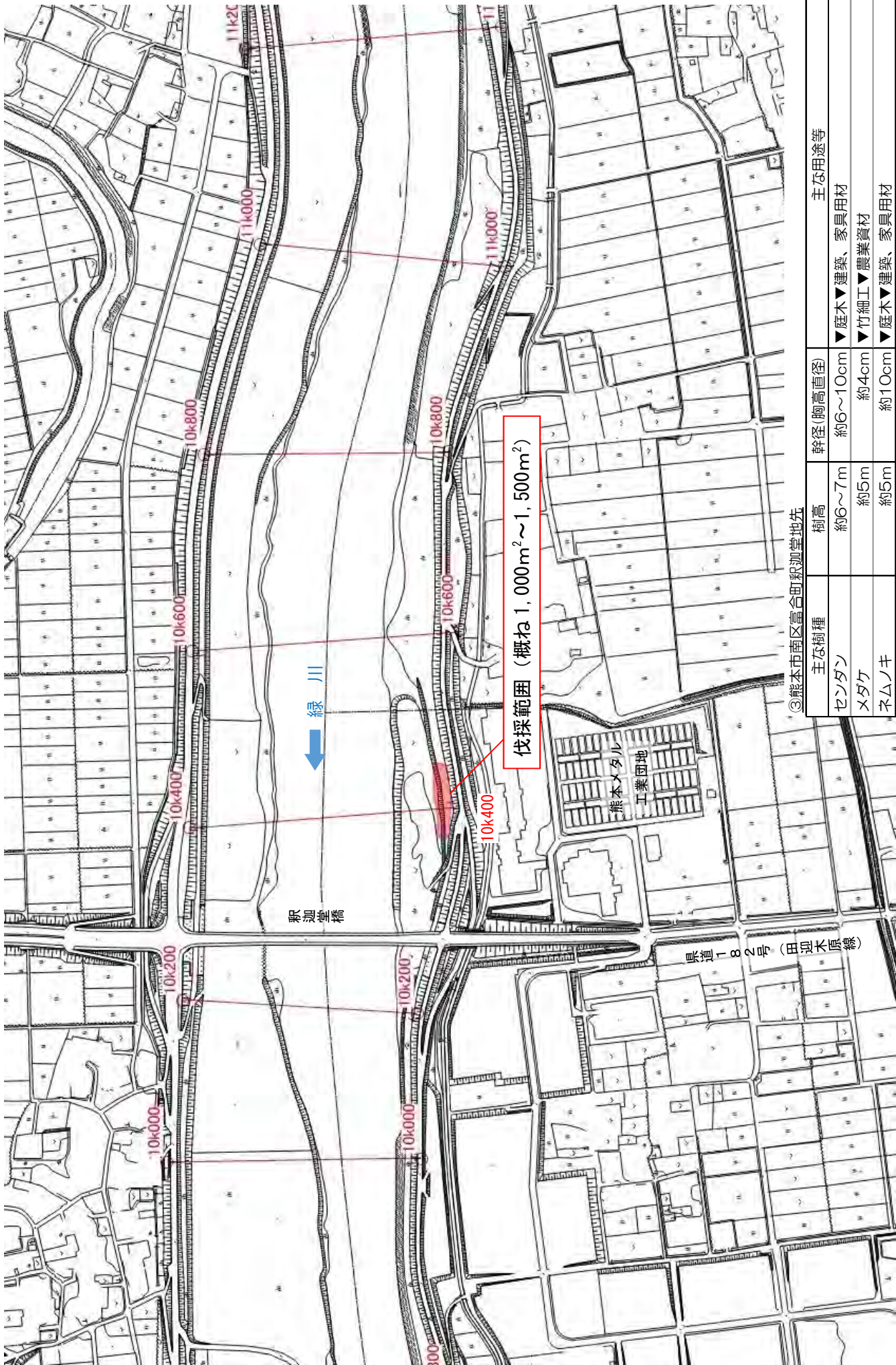


※緑川水系垂直写真（平成 29 年 8 月撮影）

②熊本市南区富合町菰江地先

主な樹種	樹高	幹径（胸高直径）	主な用途等
ヤナギ	約6～9m	約40cm	▼薪材
エノキ	約7m	約20cm	▼庭木▼薪材▼建築、家具用材

③熊本市南区富合町釈迦堂地先 伐採範囲（平面図）



公募型樹木等採取応募申込み書

平成 年 月 日

熊本河川国道事務所長 殿

応募者
住所 〒

氏名 印
所属団体・企業名

平成30年 8月 8日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 希望する採取場所

- ① 熊本県熊本市南区美登里町地先（緑川右岸 4k600 付近）
- ② 熊本県熊本市南区富合町菰瀬地先（緑川左岸 6k000 付近）
- ③ 熊本県熊本市南区富合町釈迦堂地先（緑川左岸 10k400 付近）

第1希望

第2希望

第3希望

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- ☐ 薪ストーブ
- ☐ その他の目的（ ）

3. 採取を希望する河川産出物の種類： _____

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- ☐ 確認済み
- ☐ 未確認

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法) ☐ チェンソーにより伐採を行う。
☐ ノコギリにより伐採を行う。
☐ その他の方法により伐採を行う。(伐採方法:)
- (小割方法) ☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ その他の方法 ()
- (運搬方法) ☐ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
☐ 伐採材は、(t) トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
☐ その他の方法 ()
- (伐採順序) ☐ 通路脇から順次伐採を行う。
☐ その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) ☐ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
☐ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
☐ その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

6. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

7. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) :

緊急連絡先 :

F A X :

メールアドレス :

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック ☒ を記載。

☐ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。

☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。

☐ 暴力団 (暴力団員による不当な行為防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又はそれらの利益となる活動を行う者ではない。

以上

【 記入例 】

様式-1

公募型樹木等採取応募申込み書

平成 3 0 年 8 月 8 日

熊本河川国道事務所長 殿

応募者

住所 〒 861-8029

熊本市東区西原 1-12-1

氏名 熊本 太郎 印 

所属団体・企業 国土交通省

平成 3 0 年 8 月 8 日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 希望する採取場所

- ① 熊本県熊本市南区美登里町地先（緑川右岸 4k600 付近）
- ② 熊本県熊本市南区富合町菰瀬地先（緑川左岸 6k000 付近）
- ③ 熊本県熊本市南区富合町釈迦堂地先（緑川左岸 10k400 付近）

第 1 希望 ①

第 2 希望 ②

第 3 希望 なし

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☒ 薪ストーブ

☐ その他の目的（ ）

3. 採取を希望する河川産出物の種類： 樹木

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☒ 確認済み

☐ 未確認

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

【 記入例 】

- (伐採方法) ☒ チェンソーにより伐採を行う。
☐ ノコギリにより伐採を行う。
☐ その他の方法により伐採を行う。(伐採方法:)
- (小割方法) ☒ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ その他の方法 ()
- (運搬方法) ☒ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法: 人力)
☐ 伐採材は、(t) トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
☐ その他の方法 ()
- (伐採順序) ☒ 通路脇から順次伐採を行う。
☐ その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) ☒ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
☐ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
☐ その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

6. 採取の期間

作業予定期間 : 10月15日 ~ 1月31日 (のうち 40日間) を予定

7. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) : 096-382-1136
緊急連絡先 : 090-1234-5678
F A X : 096-382-0647
メールアドレス : kumamoto-taro@yahoo.ne.jp

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック ☒ を記載。

- ☒ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- ☒ 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- ☒ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- ☒ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- ☒ 暴力団 (暴力団員による不当な行為防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又はそれらの利益となる活動を行う者ではない。

以上

平成 年 月 日

熊本河川国道事務所長 殿

伐採者 (住所)
(氏名)
(所属団体・企業名)
(電話番号)

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(作業時間) ○○ : ○○～○○ : ○○

【作業日】

【作業者】

< 遵守する事項 >

【安全対策等】

(作業時服装) ・ 作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。

(大雨・強風) ・ 天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

(資機材管理) ・ 作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。

・ 枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。

(隣接者調整) ・ 他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラックは駐車しない。

・ 倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。

・ 倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。

・ 倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。

(有事対応) ・ ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。

・ 消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。

(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)

・ 事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡する。

(法令遵守) ・ 発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)

(坂路監理) ・ 通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

- (その他)
- ・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
 - ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
 - ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

様式－ 3

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

申 請 者 住 所
氏 名

別紙のとおり河川法第 2 5 条の許可を申請します。

(連 絡 先) 氏 名

電 話 番 号